解散公告（第一回）

当法人は解散したので、当法人に債権を有する者は本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年四月二日

神奈川県秦野市今川町四―八

認可地縁団体今川町一上自治会

代表清算人　山崎　茂

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十六年三月十三日広島市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年四月二日

広島市中区橋本町一〇番一〇号

広島市中山西土地区画整理組合

代表清算人　池田　正明

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年十月三十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年四月二日

茨城県日立市久慈町一丁目一番二号

財団法人日立市水産振興協会

清算人　今橋　照男

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十六年三月二十日開催の臨時総会の決議により、平成二十六年三月三十一日をもって解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十六年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年四月二日

東京都文京区後楽一丁目七番一二号

機能性木質新素材技術研究組合

清算人　杉原　昌樹

解散公告（第二回）

当公社は、平成二十六年三月三十一日総務大臣及び国土交通大臣の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年三月三十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年四月二日

横浜市中区港町一丁目一番地

横浜市土地開発公社

清算人　富永　修

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十六年三月十八日静岡県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年三月三十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年四月二日

静岡県掛川市長谷一丁目一番地の一

掛川市洋望台土地区画整理組合

清算人代表　岡本　啓

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年十二月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年四月二日

広島県安芸高田市八千代町上根一三七二番地

財団法人愛児会

代表清算人　梶原　國子

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十六年三月八日開催の臨時大会の決議により、平成二十六年三月九日をもって解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年三月三十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年四月二日

広島市中区東千田町二丁目一一番二〇号

全コカ・コーラウエスト労働組合連合会

清算人　藤永由美子

解散公告（第三回）

当組合は解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年三月三十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年四月二日

横浜市瀬谷区中屋敷一丁目一九番二号

アニュー農事組合法人

代表清算人　鈴木　隆夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道苫小牧市泉町一丁目一二番地一〇、最後の住所札幌市豊平区豊平二条二丁目二番八―八〇二号　被相続人　亡　木下富士峰

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月二日

事務所札幌市中央区大通西九丁目　キタコーセンタービルディング六階　岩本・佐藤法律事務所

相続財産管理人　弁護士　甲斐　寛之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県三戸郡田子町大字田子字下田子五七番地一、最後の住所青森県三戸郡田子町大字田子字天神堂向五〇番地の七

被相続人　亡　中村　勇

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月二日

青森県八戸市根城五丁目一三番一七号　弁護士法人たいよう総合法律経済事務所

相続財産管理人　弁護士　小西　秀明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県藤沢市辻堂元町一丁目二四〇六番地、最後の住所福島県福島市田沢字桜台一二番地の七

被相続人　亡　森　俊二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月二日

福島県福島市北五老内町一―三福島法曹ビル四〇一号武藤正隆法律事務所

相続財産管理人　弁護士　藤井　和久

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府貝塚市窪田二五二番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　中西　義信

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月二日

大阪市北区西天満二―二―三―A〇九号

相続財産管理人　弁護士　岸田　好美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市中央区淡路町一丁目一番地、最後の住所兵庫県芦屋市東芦屋町一一番三号

被相続人　亡　小山　良子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月二日

大阪市西区江戸堀一丁目一七番一四号肥後橋ＳＳＫビル四階

相続財産管理人　弁護士　赤松　純子

第42期決算公告

平成26年4月2日

山形市双葉町二丁目1番23号

株式会社ヨシダラボ

代表取締役　吉田　稔

貸借対照表の要旨（平成25年2月28日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	109,501
	固定資産	605,642
	合計	715,143
負債及び純資産の部	流動負債	122,979
	固定負債	11,851
	株主資本	580,313
	資本金	10,000
	利益剰余金	570,313
	利益準備金	4,000
	その他利益剰余金	566,313
	合計	715,143

（注）当期純利益　14,849千円